

総合評価落札方式における  
「施工計画の提案内容の考え方」

平成 23 年 4 月

契約課・技術監理課

## 1. 施工計画の評価のポイント

工事の重要な部分を把握する。

案件ごとに工事内容，現場状況，周辺状況等が違います。

当該工事の主要な構造物は何か，工程の中でどこがポイントになるか，周辺状況，進入路，危険箇所など，工事の重要なポイントを把握して提案してください。

必要以上の過度な提案はしない。

提案内容は必要以上の過度なものにならないようにしてください。

共通仕様書，工事毎の特記仕様書及び施工条件明示書の範囲内で必要となる知見や配慮を求めており，その品質を著しく上回る提案は，必要範囲を超えるものとして評価しません。

（例：安全対策における必要以上の交通整理人の増員配置，不必要な現地調査「水質調査，振動・騒音調査」等）

提案は簡潔であるか。

たくさん書いていても，簡潔に書いていても評価は同じです。

むしろたくさん書きすぎていると提案のポイントがわかりづらくなる場合があります。

提案は写真，書類で確認できる内容か。

提案の履行確認は写真，書類及び監督職員の確認で行います。よいと思われる提案でも写真または書類で確認できないものは評価しません。

提案のやりっぱなしはダメ。

工事現場は常に動いています。常にできているかどうかを確認する必要があります。

例えばバリケードをしたらやりっぱなし，ガードマンをつけたけど任せきりにするのではなく，常に壊れていないか，誘導員は足りているかなど確認することが必要です。

提案のあいまいな表現は評価しない。

「原則として・・・」，「・・・するよう努める」，「必要に応じ・・・」，「できるだけ・・・」などの表現は，履行確認の際のトラブルのもとになるので評価しません。

提案は履行報告することを念頭に置く。

例えば「朝，昼，夕方履行を確認し報告します」という提案をすると，その提案だけで1日3枚の写真または書類を提出しなければなりません。工期が半年だと写真で約500枚になり，書類では約500項目の内容を提出する必要があります。

目標を達成するための工夫を評価します。

提案は，工事の条件や現場条件等を踏まえて，評価項目の内容を達成するための工夫を評価します。

そのため，設計図書，各種法令で定められていることや，請負者としては，当然行わなければならないことでも，目標を達成するための方法や目標値などの具体的な工夫の内容について記載されていれば，評価します。

記載内容の具体性を評価します。

記載された内容に具体性がなければ，実行性についての信頼性が乏しく，また，実施の内容にも幅が生じ，事後の確認が困難です。そのため，目標を達成するための方法などの具体的な工夫について，その記載内容を評価します。

提案は対象工事の着眼点を踏まえていることが必要です。

設計図書に示す条件のもとで，高知市が指定した内容（項目）についての簡易な提案を評価します。

したがって，指定した内容（項目）を逸脱した提案を記載した場合は，適正な提案とは認められない事となり，評価しません。

仕様書や法令等の規制基準等にも配慮することが必要です。

指定した内容（項目）を逸脱した提案を記載した場合以外にも仕様書や法令等の基準値等に反している記載をした場合は，評価しません。

工期内での提案内容とします。

工事完成時に提案内容の評価（工事成績）を行わなければなりませんので，工期外の提案内容は評価しません。

## 2．施工計画の提案内容の履行について

「不適切」な提案内容以外は履行していただきます。

「不適切」とは，工事目的物の構造，仕様等の変更を要するもの，または，安全面，品質面等で適切でないことが明らかであるなど，品質管理上行ってはならないもの，

さらに，法令等の基準値等に違反するものの提案内容をいい，この場合の施工計画における評価は，一つの評価項目（所見）に対する記述全てを「加算点なし」とします。

### 3．施工計画の評価しない具体的事例

評価しない提案	理 由
<p>コンクリートの品質管理方法の適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象構造物：均しコンクリート</li> <li>・脱型までの期間湿潤状態に保つ</li> <li>・暑中コンクリート：日平均気温が 28 度を超える場合・・・</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象構造物が当該工事の中で主要な構造物でない</li> <li>・具体的な養生方法の記載がない</li> <li>・管理すべき温度の間違い</li> </ul>
<p>本体構造物の品質管理方法の適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象構造物：重力式擁壁</li> <li>・対象構造物：水路床版</li> <li>・組立までの間，鉄筋が錆びないように管理する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄筋の無い構造物の記載</li> <li>・他に主要な鉄筋構造物がある場合でその構造物の記載がない</li> <li>・具体的な防錆対策の記載がない</li> </ul>
<p>安全対策に関し配慮すべき事項への適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・第三者が現場に立ち入らないようにする</li> <li>・ダンプの出入りが多くなるときは誘導員をつける</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・立入防止施設の具体的な記述がない</li> <li>・出入りがある場合はすべてつけるべき</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設計画に基づき車両進入表示を行う</li> <li>・県道からの進入路は 20km 以内で走行する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・仮設計画は受注後立てるものなので具体性に欠ける</li> <li>・重要なことではあるが，写真等で確認できない</li> </ul>
<p>周辺環境に関し配慮すべき事項への適切性</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・濁水を場外に出さない</li> <li>・必要に応じ水質検査をする</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な対策方法の記載がない</li> <li>・表現が具体的でない</li> </ul>
<p>工事期間中は，安全巡視を行います</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・請負者が当然行わなければならない重要な事項ですが，この目標を達成するための方法や手法の記載がない</li> </ul>

<p>高さ 2 m以上の作業床の端には，手すりを設置します</p>	<p>・安全管理上，請負者の当然の義務であり，工夫ではない(労働安全衛生規則第 519 条)</p>
<p>工事によって，周辺に渋滞が発生しないように，適切に対応します</p>	<p>・具体性がなく，どんな工夫をして，適切な対応を行うのかわからない</p>
<p>この施工方法は特定建設作業に該当し，また，施工場所が指定区域内であることから近隣住民に配慮するため，施工に伴い発生する騒音については 85 デシベル以下，振動についても 75 デシベル以下になるよう，現場内で 3 箇所の観測地点を設け，騒音と振動の状況を常に管理します。</p> <p>また，連続して 10 日間の集中作業を行い，この工法の施工期間を短縮します</p>	<p>・騒音規制法では，特定建設作業所（指定区域内での特定建設作業を行う場所）の敷地境界の音量が 85 デシベル以下に，振動規制法では，同様に敷地境界の振動が 75 デシベル以下に制限をされています。さらに，作業期間は同一の場所において連続 6 日間以内で，かつ，日曜日その他休日の作業は禁止されています。そのため，連続 10 日間の作業を行うことは，騒音規制法及び振動規制法の規制基準に抵触している</p>